

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年11月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 :: 関東信越（東京）（受）第 2400451 号

厚生局事案番号 :: 関東信越（東京）（国）第 2400034 号

第1 結論

昭和 43 年 * 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 * 月から昭和 51 年 3 月まで

私は 20 歳の頃は大学生であり A 県で生活していたことから、母親が私の国民年金の加入手続を B 市で行い、結婚するまでは同市及び C 町において私の国民年金保険料を納付していた。

また、結婚後は妻が私の国民年金保険料を D 市及び E 市において納付していたので、調査の上、国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は自身が 20 歳の頃に、母親が B 市で請求者に係る国民年金の加入手続を行い、同市で国民年金保険料を納付し、両親が C 町に転居してからは同町において、母親が国民年金保険料を納付しており、結婚後においては、妻が D 市及び E 市において国民年金保険料を納付していた旨陳述している。

しかしながら、請求者は B 市における国民年金の加入手続並びに同市及び C 町に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっています。証言を得ることができないことから、B 市における国民年金の加入手続並びに同市及び C 町に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続は、E 市を管轄する F 社会保険事務所（当時）から同市に払い出された国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）の払出簿及び請求者の国民年金番号「*」の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 52 年 2 月頃に E 市で行われたと推認でき、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と相違している上、当該加入手続が行われるまでは請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、上記加入手続時期において、請求期間のうち、昭和 50 年 1 月から昭和 51 年 3 月までの国民年金保険料は納付が可能であるものの、結婚後の国民年金保険料を納付したとする請

求者の妻は、D市及びE市における具体的な納付時期及び国民年金保険料額は分からぬ旨陳述している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

また、日本年金機構は、B市を管轄していたG社会保険事務所（当時）により、昭和43年＊月から昭和44年7月頃までに同市に払い出された国民年金番号について、目視による調査を行ったが、請求者に係る国民年金番号はない旨回答している。

さらに、請求者の母親が請求期間当時に居住していたとするB市及びC町並びに請求者が結婚後居住していたとするD市及びE市は、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったことが確認できる資料及び請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。